

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月から50年4月まで
② 昭和54年10月から56年4月まで

私は、昭和48年4月に結婚したことを契機に、町役場で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、国民年金手帳を持参して、町役場で夫婦二人分を一緒に納付していた。同年12月に転居し私の夫が厚生年金保険に加入した際には、国民年金の種別変更手続を行い、市役所で保険料を納付していた。夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した54年4月以降は、夫名義の預金口座から口座振替により夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和48年4月に、町役場で国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、国民年金手帳を持参して、町役場で夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年2月から同年4月までの間と推認でき、申立人の主張する国民年金の加入手続時期とも一致することから、申立人が申立期間①の保険料を納付することは可能であり、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、当該期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の昭和48年4月から同年6月までの保険料は、納付済みとなっている上、夫の

当該期間の保険料は当初未納とされていたが、当時、申立人及び夫が居住していた町の夫の国民年金被保険者名簿に検認印が認められることから、平成 21 年 7 月に未納から納付済みに訂正されたことが確認でき、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

2 一方、申立期間①のうち、昭和 48 年 3 月及び同年 12 月から 50 年 4 月までの期間の国民年金保険料について、申立人は、保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその夫の昭和 48 年 7 月から同年 11 月までの期間及び 54 年 10 月から 56 年 4 月までの期間の保険料は、未納となっている。

さらに、申立人の特殊台帳には、昭和 55 年度の国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）から過年度保険料の納付書が発行されたことをうかがわせる「納発」の記載が確認できるが、申立人は、当該年度の保険料を納付書により遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人が、昭和 48 年 3 月、同年 7 月から 50 年 4 月までの期間及び 54 年 10 月から 56 年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年7月から同年9月まで

私は、昭和55年の夏に転居しており、転居後に、市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年の夏に転居しており、転居後に、市役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと主張し、転居先の市において発行された申立期間の保険料に係る領収日付印の押されていない手書きの検認票兼領収済通知書を所持しているところ、当該検認票兼領収済通知書については、市外から転入し、保険料を納付したい旨を申し出た被保険者に対して、窓口で交付されたものであると考えられる一方で、申立人に対しては、異動処理後に作成され、申立期間の保険料が印字された別の納付書も発行されており、当該別の納付書を使用して、納付した可能性も否定できない。

また、申立人は、申立期間直後の55年10月から同年12月までの国民年金保険料を同年同月に納付していることが、申立人が所持する領収証書により確認でき、その時点では、申立期間は、保険料を現年度納付することが可能な期間であったことから、申立人が、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間中に国民年金保険料の未納は無い上、申立期間は、3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6487

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 8 月に会社を退職後、妻から国民年金の加入を勧められていたが、しばらくの間何も手続を行わずにいた。そのことを気にしていた妻が、再就職した後である 58 年頃に私の国民年金の加入手続を区役所で行った。その際、窓口で、未納期間の国民年金保険料の説明をしてもらい、後日、届いた納付書により金融機関で 4 万円ぐらいの保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年頃に、その妻が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、金融機関でまとめて申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日等から 57 年 12 月と推認でき、申立期間直後の同年 4 月の保険料を現年度納付により納付しており、その時点で申立期間の保険料を納付することが可能であった上、申立人の妻が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を実際にまとめて納付した場合の金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻は、「夫（申立人）が再就職した頃に国民年金の加入手続を行い、届いた納付書により国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶している。」旨証言している上、申立期間は 8 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から47年3月まで

私は、20歳から国民年金に加入し、加入当初の2か月は未納となっているが、昭和41年*月から平成8年3月までの国民年金保険料を納付してきた。社会保険事務所（当時）の記録では、昭和46年度の国民年金は未納期間となっていたが、昭和46年4月から同年6月までの領収書があったので記録が追加訂正された。追加訂正された直後の申立期間の領収書は無いが、当該期間についても保険料を納付していたのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっていること、及び厚生年金保険の被保険者である期間も保険料を納付していることなどから、保険料の納付意識が高かったと認められる申立人が、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い上、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

また、オンライン記録では、当初、申立期間直前の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料は未納とされていたが、申立人が所持する領収書により、平成23年9月27日に納付済みに記録訂正が行われるなど、申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

さらに、申立人は、「申立期間前後に住所変更を数回行ったが、社会保険事務所にその都度変更手続を行った上で、国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、申立人が所持する国民年金手帳には住所変更を示す内容が記載されており、申立人が住所変更の手続を適切に行っているこ

とが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、昭和51年3月頃、市役所の支所（当時）で国民年金の加入手続を行ったと思う。その際、20歳以降の国民年金保険料が未納で、2年分は遡って納付することができることを聞き、その場で2年分の保険料を遡って納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までについて、申立人の特殊台帳に、同年4月から同年6月までの国民年金保険料が、重複納付されたため、52年6月から同年9月までの間に還付されたことをうかがわせる記載があり、当該還付の原因となった過誤納は、時期は特定できないものの、早ければ同年5月には行われていたと考えることができる。制度上、保険料の還付金又は過誤納金がある場合において、還付を受けるべき者につき納付すべきとされている保険料があるときは、還付に代えて、先に経過した月の保険料から順次充当することとされており、前述した過誤納が行われた時点を同年同月と考えた場合、申立人については、50年4月から51年3月までの期間のうち、先に経過した月に充当することとなるが、当該過誤納により生じた還付金は、当該期間に充当されずに申立人に還付されていることから、当該期間について当該還付金を充当すべき期間は存在せず、過誤納が行われた時点においては、既に当該期間の保険料は納付済みであったと考えることができる。

また、申立人は、昭和51年3月頃、国民年金の加入手続を行い、遡って

2年分の国民年金保険料を納付したと思うと述べている。申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人は52年2月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、加入手続時期に関する申立人の主張とは一致しないものの、同年同月と推認される加入手続時点を起点に2年遡ったと考えれば、50年1月以降の保険料を納付することは可能であり、前で述べたように、同年4月以降の保険料が納付済みであったことをうかがわせる事情が存在することを踏まえると、申立人は加入手続を行った時点で、納付することが可能であった同年1月まで遡って保険料を納付したと考えても、必ずしも不合理ではない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までについて、前で述べたように、申立人は52年2月に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点で、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人が、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月及び同年3月

私は、昭和54年10月、結婚退職を契機に、A市のB区役所で、国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は口座振替により納付していた。58年12月、A市からC市に転居したため、翌年1月27日、D銀行E支店で、保険料の口座振替手続を行った。59年3月13日付けで、C市から、58年12月及び59年1月の保険料が未納である旨のお知らせはがきを送付されてきたため、同年同月19日、同市保険年金課に、当該期間の保険料は既にA市に納付済みである旨連絡し、併せて、申立期間である同年2月及び同年3月の保険料の口座振替が間に合わないことから、納付書を送付するよう依頼した。私は、送付されてきた納付書を用いて、同年同月31日、F銀行E支店にて、申立期間の保険料1万1,660円を納付したにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月に、国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、口座振替制度を利用して保険料を納付している期間もあるなど、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の所持している家計簿の昭和59年3月31日欄には、「銀行に行き3万払出し 内¥11,660 年金支払」、「⑬国民年金(2、3月分) 11,660」と記載されており、その金額及び納付周期は、当時の制度と一致し、その記載内容にも信憑性^{びよう}が感じられることから、同簿は、申立人が、同日に、申立期間の保険料1万1,660円を納付していたことを示すものと推認される。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の職業に変更は無く、申立

期間当時のその夫の標準報酬月額は、高額で推移していたことが確認できることから、申立人の国民年金保険料を納付するだけの十分な資力があつたものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付について、具体的に記憶しているわけではないが、申立期間を含む昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの「国民年金保険料納入通知書兼領収証書」を持っている。

申立期間直前の昭和 55 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の 1 か月だけが未納とされているのは理解できないし、不自然だと思う。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を数回にわたり適切に行い、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることに加え、付加保険料も納付しているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 1 回、かつ 1 か月と短期間であり、国民年金への関心及び国民年金保険料の納付意識が高く、申立期間直前の昭和 55 年 10 月及び同年 11 月の保険料を納付した申立人が、申立期間の保険料についても、同年 10 月及び同年 11 月の保険料と同様に納付したと考えても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年6月から同年9月までは1万円、同年10月から36年7月までは1万2,000円、同年8月から37年7月までは1万6,000円、同年8月及び同年9月は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月21日から37年10月15日まで
私は、A社に昭和35年6月21日に入社し、53年5月1日まで勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は37年10月15日となっている。35年5月に当時勤務していたB社が倒産したことから、同年5月末までに会社の寮から出なければならず、同僚1名と一緒にA社に入社することにした。申立期間を調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同日にA社において被保険者資格を取得している複数の者が、申立人と同様に被保険者期間に欠落があるとして年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正のあつせんを求めた申立てにおいて、当該両委員会が同僚照会したところ、当時の労働組合の役員から「当時、総務担当者は保険料を控除しながら届出をしていなかった。」旨、及び同僚から「昭和32年ぐらいから37年ぐらいまで、社会保険料を控除していたが手続を取っていなかった。」、「保険

料を控除しながら届出をしていなかったため、昭和 37 年 10 月頃に、加入
手続が取られた。」旨の証言が得られている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和
37 年 10 月 15 日付けでまとめて約 200 名の従業員を厚生年金保険に加入
させていることが確認でき、上記の証言と符合するとともに、申立人も同
日において被保険者資格を取得している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険
料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢及び入社時期
の近い同僚の A 社における申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録
から、昭和 35 年 6 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 36 年 7
月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から 37 年 7 月までは 1 万 6,000 円、同
年 8 月及び同年 9 月は 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した
か否かについては、現在の事業主は不明としているが、仮に、事業主から
申立てどおりの被保険者資格取得届が提出されていた場合には、その後、
健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があっ
たこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記
録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから事業主から当
該社会保険事務所へ申立てどおりの資格取得の届出は行われておらず、そ
の結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 6 月から 37 年 9 月ま
での保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係
る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年4月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、53万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成10年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年4月から同年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成15年4月1日から19年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、15年4月から16年9月までは26万円、同年10月から19年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年4月から19年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月1日から同年10月1日まで
② 平成10年10月1日から21年5月1日まで

私は、「厚生年金加入記録のお知らせ」で、A社での標準報酬月額が、申立期間①及び②について、59万円から20万円に下がっていることを知った。

給与明細書と確定申告書で確認できる支給給与額と、厚生年金保険の標準報酬月額に大きな差がある。申立期間①及び②について調査し、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録において標準報酬月額が53万円と記録されていた申立人に係る平成10年4月1日の随時改定の記録が、同年7月7日付けで遡って取り消され、申立人の当該期間における標準報酬月額が20万円と記録されている上、同日において、A社の代表者及び役員全員についても同様の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、年金事務所の記録から、A社は、当該期間において厚生年金保険料を滞納していたことが確認できることから、同社の事務担当者は、「厚生年金保険料を納期限に遅れて納付していたため、社会保険事務所の助言により標準報酬月額の引下げの届出を行った。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年7月7日付けで行われた上記の遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由も無いことから、有効な記録の訂正があったとは認められない。

このため、上記の遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間①及び②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち、平成10年4月1日から同年8月1日までの期間について、申立人から提出された平成10年分の所得税の確定申告書により、申立人は当該期間において、標準報酬月額59万円に見合う厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていることが推認できるものの、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は56万円であることが推認できる。

したがって、申立人の平成10年4月から同年7月までの標準報酬月額については、平成10年分の所得税の確定申告書で推認できる報酬月額から、56万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成10年8月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出された平成10年分の所得税の確定申告書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（53万円）は、当初のオンライン記録の標準報酬月額（53万円）と同額であると推認できることから、申立人は、当該期間に

ついて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②のうち、平成15年4月1日から19年9月1日までの期間の標準報酬月額は、申立人及びA社から提出された当該期間のうちの一部の期間に係る給与明細書並びにB市から提出された申立人に係る平成15年度から19年度までの市民税・県民税課税証明書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15年4月から16年9月までは26万円、同年10月から19年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の平成10年4月から同年7月までの期間及び15年4月から19年8月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成10年10月1日から15年4月1日までの期間については、申立人から提出された10年分から14年分までの所得税の確定申告書及び申立人に係る平成14年度及び15年度市民税・県民税課税証明書から、申立期間②のうち、19年9月1日から21年5月1日までの期間については、A社から提出された給与明細書から、それぞれ、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と同額であることが確認できることから、申立人は、申立期間②のうち、10年10月1日から15年4月1日までの期間及び19年9月1日から21年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年6月21日に、資格喪失日に係る記録を36年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を35年6月から同年9月までは1万円、同年10月から36年7月までは1万2,000円、同年8月及び同年9月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年6月21日から36年10月20日まで
私は、昭和35年6月21日にA社に入社し、36年10月19日に退社したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社は、現在、B社と名前を変え存在する会社であるので、きめ細かい調査を行い、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と共にA社に入社したとする同僚の証言、申立人から提出のあった申立期間当時に作成された履歴書及び申立人の同社における勤務状態についての具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立期間又はその一部期間を含む期間においてA社に勤務していた複数の者が、申立人と同様に被保険者期間に欠落があるとして年金記録確認C地方第三者委員会及び年金記録確認D地方第三者委員会に対して訂正のあっせんを求めた申立てにおいて、当該両委員会が同僚照会したところ、当時の労働組合の役員から、「当時、総務担当者は保険料を控除しながら届出をしていなかった。」旨、及び同僚から「昭和32年ぐらいから37年ぐらいまで、社会保険料を控除していたが手続を取っていなかつ

た。」、「保険料を控除しながら届出をしていなかったため、昭和 37 年 10 月頃に、加入手続が取られた。」旨の証言が得られている。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和 37 年 10 月 15 日付けでまとめて約 200 人の従業員を厚生年金保険に加入させていることが確認でき、上記の証言と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢及び入社時期の近い同僚の A 社における申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 35 年 6 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 36 年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事業主は不明としているが、A 社に係る上記被保険者名簿に整理番号の欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 6 月から 36 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年12月1日にA社D工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：大正13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和22年12月1日から24年5月1日まで
夫は、A社（現在は、B社）に昭和19年10月1日から54年2月15日までの期間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いので、申立期間を同社の厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年10月1日から54年2月15日までの期間、継続してA社に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間については、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが確認できる。

しかしながら、同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和22年12月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、オンライン記録における同社D工場での資格取得日（昭和24年5月1日）を確認

できない上、申立人の資格取得日は19年6月1日と記載されている。

さらに、書換え後のA社D工場に係る申立人の被保険者原票においても、申立人の資格取得日は昭和19年6月1日と記載されている。

加えて、E健康保険組合から提出された被保険者名簿には、申立人のA社D工場における資格取得日は昭和19年6月1日と記載されているところ、同健康保険組合の担当者は、「当該被保険者名簿は昭和28年4月に書き換えられたものであるが、被保険者資格を喪失し、被保険者期間が途切れた後、再取得した場合、当該被保険者名簿に再取得日が記載されると思われる。」と述べており、これらのことから、事業主が、申立人が同社D工場において、24年5月1日に資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年12月1日にA社D工場において被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年12月1日の資格喪失時の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成元年2月1日から同年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月1日から6年8月1日まで

申立期間の給与額はほぼ一定であったと記憶している。申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額より低額となっているので、所持している源泉徴収票等で確認し、厚生年金保険の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年2月1日から同年4月1日までの期間について、申立人が所持するA社に係る元年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人は、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、当該期間について、オンライン記録どおりの届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成元年4月1日から6年8月1日までの期間について、申立人が所持するA社に係る元年分、2年分、5年分及び6年

分の「給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書」を見ると、当該期間の保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額におおむね見合った額であることが確認できる。

また、申立人と同日に資格取得した複数の同僚に照会しても、標準報酬月額と給与額に差異があることを証言する同僚はいない。

このほか、事業主は、給与台帳等の関係書類が無いとしており、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年8月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月31日から同年8月5日まで

私は、昭和45年4月1日から47年6月1日までの期間において、転勤や出向はあったものの、A社及び同社の関連会社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、昭和46年7月31日にA社B事業所で資格を喪失し、同年8月5日にC社（現在は、D社）で資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。当時、A社E事業所で同年7月31日まで勤務し、引っ越しを済ませ、出向先のC社F事業所に同年8月5日出社した。調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、A社及びその関連会社であるC社に継続して勤務し（A社B事業所からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が、辞令を交付され、引っ越し等を行い、実際に赴任したのは昭和46年8月5日であったとしているところ、雇用保険の資格取得日が同日となっていることから、同年8月5日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和46年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「資料が無いため不明。」と回答しているが、厚生年金保険の記録におけるA社B事業所の資格喪失日が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和46年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年1月1日から同年4月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成21年4月1日から同年8月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年1月1日から同年8月1日まで

私は、平成18年1月1日から21年7月31日までの期間において、A社でB業務を行っていたが、日本年金機構から届いたねんきん定期便を確認したところ、給与明細書では保険料控除額は変わらないのに、同年1月から標準報酬月額の記録が9万8,000円になっている。給与明細書等の資料を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の

見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間のうち、同年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成 21 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書、平成 21 年分確定申告書及び雇用保険被保険者離職票において確認できる保険料控除額から 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと回答しているが、平成 20 年 12 月 9 日付けの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届において、事業主がオンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主はオンライン記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該随時改訂前の標準報酬月額（20 万円）に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、当該期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、9 万 8,000 円と記録されている。

しかし、申立人から提出された平成 20 年分給与所得の源泉徴収票記載の給与支払金額及び上記離職票記載の賃金額から、標準報酬月額の決定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで
私は、昭和49年1月にA社の関連会社のC社に入社し、同社が経営するD事業所の開設に向け、研修及び開設準備の仕事をしていた。

D事業所のオープン後は、同事業所の寮に住み込み、E職として昭和51年6月まで勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないが、継続して勤務しており、厚生年金保険料は毎月控除されていた。

給与明細書を提出するので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に、A社からD事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料は納付していないと回答している上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人の資格喪失日が昭和50年2月28日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 4 年 1 月 31 日まで

平成 23 年 8 月に年金記録の通知が届き、年金事務所に出向いて確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、2年2月から3年12月までの標準報酬月額が遡って8万円に下げられていることが分かったが、この記録は事実と異なっている。

当時は、会社の経営状態が良くない時期だったことは確かだが、標準報酬月額を引き下げることにについて、会社から何の説明も受けていない。

私は、A社の取締役となったこともあるが、あくまでも対外的なものであった。また、私は、一貫してB業務を担当しており、社会保険事務に関与したことはなかった。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年1月31日）より後の同年3月2日付けで、遡って8万円に減額訂正処理されている上、申立人と同様、21名の被保険者についても同年3月2日付けで標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本により、申立人が申立期間においてA社の取締役であったものの、申立人が取締役を辞任したのは平成4年1月14日であることが確認できる上、複数の同僚が、「申立人はB業務担当であり、社会保険関係事務は行っていなかった。」と供述し、そのうちの1名は「申

立人は、3年12月頃には既に会社にはいなかった。」と述べていることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月2日付けで行われた遡及訂正処理は、事実を即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、53万円に訂正することが必要である。

神奈川国民年金 事案 6492

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から54年12月まで

私は、昭和49年12月頃、近所に住んでいた知人が国民年金に加入したことを知り、それをきっかけに、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が金融機関で納付書を使って定期的に納付していた。加入当初の保険料額は、1か月3,000円程度だったと記憶している。

私は、申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月頃、当時居住していた区の区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張している。しかし、申立人が所持する年金手帳には、申立人が55年1月23日に国民年金の被保険者資格を取得したこと、及びその被保険者種別は任意加入被保険者であることが記載され、住所欄の最上段の住所地は申立人が52年8月から居住していた市の住所地である。任意加入被保険者の場合、国民年金の加入手続日が資格取得日とされることから、申立人は55年1月23日に、52年8月以降居住していた市で国民年金の加入手続を行ったと考えられ、加入手続時期についての申立人の主張とは一致していない。ちなみに、当該資格取得日は、当該年金手帳のほか、オンライン記録及び申立人が同年同月以降居住した市の国民年金被保険者名簿においても、同一とされている。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者の配偶者であり、国民年金に加入する場合、制度上任意加入することとなるが、任意加入する場合は、遡って国民年金に加入することができず、国民年金保険料を納付す

ることもできない。このため、申立人が当該期間に国民年金に加入し、保険料を納付するためには、申立人が昭和 55 年 1 月に国民年金に加入した時点で付与された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が、国民年金に加入した当初に納付した国民年金保険料額として記憶しているとする 3,000 円程度という保険料額は、申立期間の始期である昭和 49 年 12 月当時の保険料額とは隔たりがあり、現在、保険料納付済期間とされている期間の始期である 55 年 1 月当時の保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6493 (事案 506 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から49年9月まで

前回、申立期間当時は、両親が経営する店に来ていた集金人に私及び両親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間の両親の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、私の保険料が未納とされていることは納得できないとして申立てを行ったが、認められなかった。

今回、新たな資料が見つかったわけではないが、両親が経営していた店の近所に、国民年金保険料の集金人をしていた人がいたことが分かったので、その人が、私の保険料を集金していたのではないかと思い、再申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、申立期間当時は、その両親が経営する店に来ていた集金人に申立人及びその両親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付しており、申立期間のその両親の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立人の保険料が未納とされていることは納得できないと主張しているが、i) 申立人が所持している国民年金手帳は、昭和49年10月1日に交付されており、その国民年金手帳記号番号は、当時、国民年金に加入していなかった者に対して実施された職権適用により払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間の一部期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえないこと、ii) 申立人自身は、加入手続の記憶が無いため、国民年金の加入状況も不明であり、しかも、申立人の姉の証言からも、申立期間について、申立人が保険料を納付していた事実を裏付けるまでの具体的な証言は得られなかったこと、iii) 申立期間当時、申立人の保険料の納付に携わっていたそ

の父親も既に亡くなっており、また、その母親からも当時の納付状況について証言を得られないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料が見付かったわけではないが、その両親が経営していた店の近所に、国民年金保険料の集金人をしていた人がいたことが分かったので、その人が、申立人の保険料を集金していたのではないかと思い、再申立てを行ったと主張しているところ、当該人物と同姓同名の者が、申立期間当時、申立人が居住する区において、保険料の集金人であったことが、国民年金協力員名簿により確認できるものの、申立人は、当該人物が、申立期間同時に、申立人の保険料を集金していた者であるか不明であるとしていること、及び当該人物が、協力員名簿に記載されている集金人と同一人物であるか不明であることから、当該人物が、申立人の保険料を収納していたとまで推認することは困難である。

したがって、今回の申立ては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 34 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、19 歳で高校を卒業後、実家の店舗で手伝いをしていたが、翌年の昭和 34 年頃、集金人が同店舗に来て、「20 歳から国民年金に加入して国民年金保険料を納付するように。」と言われたので、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、母親自身の保険料と一緒に同集金人に納付してくれていたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和 34 年頃に、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しており、申立期間も同年 4 月からとしているが、国民年金の適用事務は 35 年 10 月から開始され、同保険料の収納事務は 36 年 4 月から開始されており、同年同月より前の期間の保険料を納付したとする申立内容は、制度上、明らかに不合理である。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとするその母親は既に他界しており、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その母親が、集金人に納付してくれていたと主張しているが、申立人が申立期間当時居住していた市では、昭和 37 年 7 月から集金人制度が実施されたことが確認できることに加え、同制度が開始された時点において、申立期間は過年度となり、制度上、集金人は、過年度保険料を収納することができないことから、申立期間当時

のみならず、同制度開始後のいずれの時期においても、申立期間の保険料を
集金人に納付することはできない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出された番号が付与
されたその兄については、申立人と同様に、申立期間の国民年金保険料が未
納で、当該期間後である昭和 37 年 4 月からの保険料は納付済みとなっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関
連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し
ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から60年3月までの期間及び平成11年11月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から60年3月まで
② 平成11年11月から12年3月まで

私が20歳になった昭和53年*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、長男が生まれた55年*月までは、母親が、私の国民年金保険料を納付してくれていた。同年9月以降は、当時の妻が、私の保険料を納付していたはずである。

また、申立期間②の国民年金保険料については、当時の再婚した妻が納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和53年*月頃に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年1月に、当時の申立人の妻と連番で払い出されており、申立期間①当時に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、当該期間当時に、申立人の国民年金の加入手続が行われていたとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和53年*月からその長男が生まれた55年*月までの国民年金保険料については、その母親が、納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親が述べている納付方法については、申立人がその当時居住していた区における納付方法と相違している上、その

母親は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和 55 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、当時のその妻が納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする当時のその妻は、申立人の保険料の納付についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、当時の再婚したその妻が納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする当時の再婚したその妻とは、連絡を取ることはできないと述べており、当時の再婚したその妻から直接事情を聴取することができないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である上、当該期間は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、保険料の収納事務の電算化が図られた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6496 (事案 4699 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から同年8月までの期間、6年3月から同年4月までの期間、同年12月から7年3月までの期間及び同年4月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年6月から同年8月まで
② 平成6年3月から同年4月まで
③ 平成6年12月から7年3月まで
④ 平成7年4月から11年3月まで

前回の申立てで、記録の訂正が認められなかった期間があり、その理由は、当該期間当時の国民年金保険料の納付について、私に具体的な記憶が無いため、保険料の納付状況が不明であるとのことだ。しかし、記録の訂正が認められた期間についても、私には保険料を自宅近くの郵便局で毎月納付していたこと以外には具体的な記憶は無く、それにもかかわらず、記録の訂正が認められている。私には記録の訂正が認められた理由と認められなかった理由の違いが分からない。

前回伝え忘れたが、申立期間④当時、A職及びB職の仕事をするために、登録料として年7万円を支払っていた。また、雇用保険の求職者給付が支給されていたことを示す預金通帳の写しを提出する。これらのことから、私には申立期間の国民年金保険料を納付する資力があつたことが分かってもらえると思う。

申立期間の国民年金保険料は、必ず納付しているはずであり、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④が申請により免除された期間とされていることに納得がいかないため、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てで、平成4年10月から5年3月までの期間、同年

6月から同年8月までの期間、6年3月から同年7月までの期間及び同年12月から11年3月までの期間を申し立てた。このうち、4年10月から5年3月までの期間については、申立人の主張と、当委員会が収集した周辺事情がおおむね一致し、申立人の主張に特段不合理な点は見当たらないなどの理由から、記録の訂正が必要であるとされた。一方、同年6月から同年8月までの期間、6年3月から同年7月までの期間及び同年12月から11年3月までの期間については、申立人は国民年金保険料を納付する資力はあったと主張するものの、その主張や提出された資料等は、保険料の納付をうかがわせるまでのものとは認め難く、また、9年に転居した申立人について、転居前後の、地域の異なる複数の行政機関が、連続して記録管理を誤ることも考えにくいなどの理由から、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとされた。これら当委員会の決定は、既に22年11月17日付けで通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、前回記録の訂正が認められなかった期間のうち、平成6年5月から同年7月までの期間は厚生年金保険の被保険者であった旨を申し立てるため除くとした上で、雇用保険の求職者給付が支給されていたことを示す預金通帳の写しを提出すると共に、国民年金保険料を納付する資力があったことについて新たな主張を加え、改めて申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は納付していたと述べている。

求職者給付が支給されていたので、申立期間の国民年金保険料を納付するための資力はあったとする主張については、確かに、申立人が提出した預金通帳の写しで、平成7年10月から8年1月までの間に4回、支払が行われていたことが確認でき、6年11月以前の申立人の就業状況からも、当該支払は求職者給付であったと考えることができる。しかし、当該支払は、申立期間④のうちの短期間に行われているにすぎず、提出された預金通帳の写しには、当該4回の支払以外に、申立人が支払を受けていたことをうかがわせる記録は見当たらない上、申立人は、申立期間①、②及び③においても、求職者給付が支給されていたと述べるものの、そのことを示す預金通帳は見当たらないとするなど、前述の4回以外の求職者給付の支給状況は不明である。これに加え、申立人からは求職者給付の用途について具体的な説明は無く、求職活動をする間の生活の安定を目的として支給される求職者給付の性格を考え合わせると、僅か4回の支払の記録のみをもって、求職者給付が支給されていたため、申立期間の保険料を納付するための資力はあったとする申立人の主張を認め、申立人が当該期間の保険料を納付したとまで考えることは難しい。

また、A職及びB職の仕事のために年7万円を登録料として支払っていたので、申立期間④当時、国民年金保険料の免除を申請する事情は無かったとする主張についても、申立人にとって当該登録料を支払うことは、当該A職

及びB職の仕事を得るために必要不可欠な支出であったと考えて不合理ではなく、その費用の性格から、当該登録料を支払い得たことを、保険料を納付するための資力と認め、当該期間に申立人が保険料の免除の申請をする事情は無かったとまで推認することはできない。

このように、今回の申立ては、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6497

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、短大卒業後の昭和 50 年 4 月頃、国民年金の加入手続を市役所で行った。その際、発行されたと思う「赤っぽい」色の年金手帳は紛失してしまい、現在はオレンジ色の年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私が市役所で 3 か月分又は 4 か月分ずつ納付していたが、保険料額は憶^{おぼ}えていないし、納付書が発行されたかどうかも分からない。

私は、申立期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大卒業後の昭和 50 年 4 月頃、国民年金の加入手続を行い、その際、現在所持しているオレンジ色の年金手帳とは別の「赤っぽい」色の年金手帳が発行されたと思うと述べているが、オレンジ色の年金手帳は 49 年 11 月から使用が開始されているほか、申立人が述べているような色の年金手帳が、50 年 4 月当時に使用されていたことはなく、申立人の主張とは一致していない上、同年同月頃、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていないか調査したが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無く、申立期間における申立人の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の所持する年金手帳、特殊台帳、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿の全てにおいて、申立人は昭和 54 年 4 月 27 日に国民年金の任意加入被保険者として被保険者資格を取得していることが確認でき、これら複数の関連資料の記録が全て一致していることから、申立人が国民年金の

加入手続を行ったのは同年同月と考えられ、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付していたと主張するものの、その前提となる納付書の発行や納付したとする保険料額について記憶が曖昧で、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、昭和54年4月と考えられる申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち52年1月から同年3月までの国民年金保険料は、遡って納付することは可能であるが、申立人は、遡って保険料を納付したとは述べておらず、申立期間のうち50年4月から51年12月までの保険料は時効により納付することはできず、申立人が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に54年4月に付番された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、前に述べたように、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から9年5月までの期間及び17年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年1月から9年5月まで
② 平成17年6月から同年9月まで

私は、会社を退職した直後の平成8年1月頃、市役所又はその支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料については、私又は母親が納付書により複数の金融機関、コンビニエンスストア、市役所等で納付していた。

申立期間②の国民年金保険料については、納付していたものと思っていたので、具体的な納付方法及び納付場所についての記憶は無いが、納付していたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を申立人自身又はその母親が複数の金融機関等で納付書により納付したと主張しているが、申立人は当該期間の保険料の納付場所等の記憶が曖昧である上、その母親の証言からも明確かつ具体的な納付行動がうかがわれず、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、会社を退職した平成8年1月頃、市役所又はその支所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、基礎年金番号の付番時期から11年6月と確認でき、その時点で、申立人は8年1月まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、申立期間①のほとんどの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、加入手続を行った直後の

11年7月に、遡って保険料を納付することができる申立期間直後の9年6月から11年3月までの保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の主張どおり、平成8年1月頃に国民年金の加入手続を行っていた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出され、9年1月に基礎年金番号が導入された際に同手帳記号番号が基礎年金番号とされるはずであるが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険手帳記号番号であった番号であることから、申立内容とは一致しない。

加えて、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、保険料の納付方法及び保険料額について具体的な記憶が無いことから、保険料の納付状況が不明である。

その上、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下である上、14年4月に保険料の収納事務が国に一元化されたことに伴い事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年5月までの期間及び同年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和60年4月から61年5月まで
② 昭和61年6月から同年12月まで

昭和59年夏頃から、私は当時内縁関係にあった身重の妻を家に残し、家を出ていた。妻はやむなく生活保護を受け、一人で暮らしていた。60年*月には子が誕生し、同年3月頃、私は妻との生活を再開し、同年4月頃から私も生活保護を受け出したはずだ。生活保護を受けていた妻は、59年10月から61年5月までの国民年金保険料が法定免除とされている。私も、生活保護を受けていた期間は保険料が法定免除とされるはずだ。

昭和61年5月に入籍し、生活保護を辞退した後、速やかに国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったと思うので、申立期間②の保険料が申請免除とされず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、当該期間の国民年金保険料の免除の申請手続きを行ったとする申立人の妻は、昭和61年5月に入籍するまで、申立人及び自身は生活保護を受けていたが、生活保護が終了しても、保険料は申請を行えば免除してもらうことができると聞いていたことから、同年同月に入籍し、生活保護を辞退したことを契機に、申立人及び自身の保険料の免除の申請手続きを行ったと主張している。しかし、その前提となる国民年金の加入手続きについては、加入手続きとはどのようなものか分からず、免除の申請の際に何枚か書類を書いたのが加入手続きだったのだろうかと言及するなど、申立人の国民年金の加入手続き及び免除の申請手続きの状況が不明である上、その妻も当該期間の保険料は未納とされている。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番であり、その前後の番号が付与された被保険者の厚生年金保険から国民年金への切替状況から、申立人及びその妻は昭和 62 年 2 月に同時に国民年金の加入手続を行ったと推認され、申請により国民年金保険料が免除される場合、保険料が免除される期間の始期は、申請を行った日の属する月の前月であるため、同年同月に国民年金の加入手続を行ったと推認される申立人は、その時点では、申立期間②の保険料の免除の申請を行うことはできない。現に、オンライン記録でも、申立人及びその妻共に、同年同月に同年 1 月から同年 3 月までの保険料の免除の申請を行ったとされており、申立人及びその妻は、同年 2 月に国民年金の加入手続を行い、その時点で申請することが可能であった期間の保険料の免除の申請を行ったと考えるのが自然である。

2 申立期間①について、申立人の妻は、昭和 59 年 10 月から 61 年 5 月までの国民年金保険料が法定免除とされており、その理由は、59 年 12 月から 61 年 5 月まで生活保護法による生活扶助を受けていたためとされている。申立期間①当時の生活状況等について、申立人の妻は、59 年 6 月頃から同居し内縁関係にあった申立人が同年夏頃事情により家を出てしまったため、自身だけが同年 12 月から生活保護を受けていたところ、60 年 3 月頃には申立人が家に戻ったため、同年 4 月頃からは申立人も生活保護を受けていたはずであると述べ、同年同月から自身の法定免除期間が終了した 61 年 5 月までの期間は、申立人についても保険料は法定免除とされるべき期間だと主張している。しかし、申立期間①当時、申立人及びその妻が同居していたとする区によれば、残されている生活保護の記録は、申立人の妻が、旧姓で、59 年 12 月から 61 年 5 月までの期間に生活保護を受けていた記録のみであるとのことで、申立人の妻の主張とは一致していない。

また、申立人の妻について、国民年金保険料が法定免除とされている昭和 59 年 10 月から 61 年 5 月までの期間は、オンライン記録から、62 年 2 月に国民年金の加入手続を行った際、過去に生活保護を受けていた期間がある事実を届け出たことにより、遡って 59 年 10 月から 61 年 5 月までの期間が法定免除とされた経緯がうかがえ、これは、推認される夫婦の国民年金の加入手続時期とも一致しているが、申立人については、生活保護を受けていたことを届け出たことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立人についても自身についても、昭和 62 年 2 月に国民年金の加入手続を行ったこと、及び過去に生活保護を受けていたことを届け出たことは記憶に無いとしているが、これまで述べてきたように、申立人及びその妻の国民年金の加入手続が同年同月に行われたこと、及び申立人の妻が過去に生活保護を受けていたことが届け出られたことは、関連資料及び周辺事情から相当確からしいと推認することができ、国民年

金の加入手続が行われた段階で、過去に生活保護を受けていたことを届け出ることにより、生活保護を受けていた期間の保険料が遡って法定免除とされることは認識されていたと考えても特段不合理ではない。このような状況の下、申立人の妻が述べているように、妻だけではなく申立人も申立期間①当時に生活保護を受けていたのであれば、申立人についてもその妻同様に当該事情を届け出ると考えるのが自然で、申立人について当該届出が行われたことをうかがわせる記録が無いことは、申立人が生活保護を受けていた期間は存在せず、当該届出を行う事情が無かったことを示していると考えても、必ずしも不合理とはいえない。

加えて、前で述べたように、申立人及びその妻が、申立期間①当時同居していたとする区に残されている生活保護の記録で、申立人の妻のみが生活保護を受けていたとされていることについて、生活保護は、世帯を単位に行うものとされているため、当該期間当時、申立人及びその妻が夫婦だったのであれば、区に申立人の生活保護の記録が残っていないことは不自然であると考えられる余地はあるが、当該期間当時、申立人及びその妻は内縁関係で、申立人の妻の主張を除いては、申立人及びその妻が世帯を一にしていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと、申立人の妻が旧姓で生活保護を受けていたとされていること、及び申立人が生活保護を受け始めたとする時期が必ずしも明確ではないことを考え合わせると、申立人の妻のみが生活保護を受けていたとする区の記録について、申立人の妻の主張のみをもって、不自然であると考え難く、申立人が当該期間当時、生活保護を受けていたと推認し、当該期間の国民年金保険料は法定免除とされる期間であるとまで認めることは難しい。

- 3 申立人が申立期間の国民年金保険料が免除されていたこと示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から同年11月まで

私は、平成7年9月に会社を退職したため、時期ははっきり分らないが、申立期間当時に、区役所で国民健康保険の加入手続を行い、併せて厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、申立期間当時に、私が、自宅に来た女性の集金人に納付した。保険料月額は、1万円しなかったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年9月に会社を退職したため、時期ははっきり分らないが、申立期間当時に、区役所で国民健康保険の加入手続を行い、併せて厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の国民健康保険の加入手続は、8年1月に行われていることが、申立人が居住する区が保管する記録により確認できること、及び申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続は、同年同月に行われたことが、申立人の被保険者名簿により推認できることから、国民健康保険の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、申立期間当時に、自宅に来た女性の集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料の納付時期について具体的に憶えていない上、納付したとする金額も申立期間当時の保険料額と相違していることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から52年12月までの期間、55年4月から56年3月までの期間及び63年8月から平成8年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から52年12月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで
③ 昭和63年8月から平成8年11月まで

私が20歳のときに、私の元夫が私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私が、自宅に来ていた集金人又は区役所で定期的に納付しており、申立期間②の保険料については、夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときに、その元夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする元夫から証言を得ることができない上、申立人は、保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和52年11月又は同年12月と推認でき、その時点において、申立期間①の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付して

いたとするその元夫についても、当該期間の保険料が未納となっている。

加えて、申立期間は、合計 220 か月に及び、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 9 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月から平成 9 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和 52 年頃に勤めていた会社の社長が、市役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、63 年 12 月から居住していた市では、納付書にて毎月夫の分と一緒に金融機関で納付しており、平成 2 年 3 月に転居してからは、納付書にて 2、3 か月ごとに夫の分と一緒に金融機関で納付していた。申立期間の保険料月額は、1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円と記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、その夫の同期間の保険料も未納となっている上、申立人のオンライン記録では、申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 号被保険者の資格を取得し、平成 9 年 6 月 1 日に資格喪失処理がされていることから、当該時点まで、申立期間は第 3 号被保険者期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間以外にも長期間の未納期間が見られることから、納付意識が高かったとは言えず、申立期間は 100 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から47年3月まで

私は、それまで勤めていた会社を結婚のため退職し、昭和46年11月に、結婚と同時に転居した。結婚直後の同年同月又は同年12月に、夫に連れられて、転居先の町の町役場で国民年金の加入手続を行い、最初の国民年金保険料は、同町役場で納付した。その後、保険料は、同町役場又は金融機関の窓口で、毎月特定の納付日は定めていなかったが、払えるときに、1回分3,000円をきちんと納付していた。私は、申立期間当時の家計簿を現在所持しており、当該家計簿の「保険・貯蓄」の欄に納付した国民年金保険料の金額が記入されているにもかかわらず、当該期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和46年11月又は同年12月に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、47年4月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後、申立期間の国民年金保険料を、町役場又は金融機関の窓口で納付していたと主張している。しかし、申立人は、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者の妻であり、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、特殊台帳によると、昭和47年4月19日に任意加入したことが確認でき、オンライン記録でも、同年同月前に国民年金の被保険者資格を取得した記録は見当たらないことから、当該期間は任意の未加入期間と考えられ、申立人は、当該期間当時にはもとより、

同任意加入手続後においても、国民年金保険料を納付することができない期間である。このため、申立人の主張のとおり当該期間の保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時の家計簿の「保険・貯蓄」の欄に、当該期間の国民年金保険料を納付した記録として、1回分 3,000 円の金額が記入されていると主張している。しかし、同金額は、実際に当該期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6504

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年11月まで

私は、A社を辞めた後の平成6年4月頃、A社の職員が市役所又は区役所で、共済年金から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、私と夫が納付書を用いて、区役所で納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月頃にA社の職員が市役所又は区役所で共済年金から国民年金への切替手続きを行ったと述べているが、同社の事務担当者は、「職員には、退職に際して国民年金への加入を速やかに自分で行うように説明しているが、A社の職員が代理で国民年金への切替手続きを行うことは無い。」と回答している。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月より前は、共済年金と国民年金は別の制度として、それぞれの制度から手帳記号番号が払い出されていたため、申立人が述べている時期に、国民年金への切替手続きを行ったのであれば、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるはずであるが、申立期間当時居住していた区から申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立人が述べている6年4月頃に共済年金から国民年金への切替手続きを行ったとは考え難い。

さらに、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録により、申立人は、平成10年1月26日に当時居住していた区において、国民年金の被保険者の種別を第3号被保険者とする届出を行い、同年2月6日に基礎年金番号が付与され、同区から基礎年金番号導入後の9年1月1日以降に交付され

るべき青色の年金手帳が交付されたことが確認できることから、前述の届出を行った時点で、申立期間の国民年金保険料は、時効期間経過後であるため納付することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、平成6年12月以降、国民年金の被保険者の種別は第3号被保険者とされているところ、これらの期間のうち、7年12月以降の期間は前述のとおり、10年1月26日に第3号被保険者の届出を行い、6年12月から7年11月までの期間は、17年4月1日に特例による第3号被保険者の届出が行われ、遡って第3号被保険者期間として取り扱われていることが確認できることから、申立人は、6年4月1日に共済年金の加入員の資格を喪失してから、10年1月26日に国民年金第3号被保険者該当処理の届出を行うまでの間は、国民年金に関する手続を行っておらず、当該期間は国民年金には未加入であったものとするのが自然である。

その上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの期間、58 年 7 月から 61 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 62 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、申立人の 54 年 4 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月まで

20 歳になる前に年金加入に関する案内が郵送されてきたので、祖母と一緒に区役所へ行き、私が国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料は、郵送されてきた納付書で、私が近所の信用金庫で納付したが、領収書はその後に紛失した。申立期間②は、生活保護を受けた際に夫と一緒に保険料の免除の手続をしてもらった。申立期間③は、夫が厚生年金保険に加入したため、私は区役所で国民年金の加入手続を行い、その後は郵送されてきた納付書で保険料を納付していた。申立期間④は、夫が自営業を始めたため国民年金に加入し、夫婦で保険料を納付していた。

申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 46 年 3 月頃に区役所から国民年金加入の案内が郵送されてきたので、加入手続を行ったと主張しているが、区では、当該期間当時は 20 歳に達する者に対して、個別に国民年金の加入案内はしていなかったと回答している。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得

日から昭和 48 年 12 月頃と推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 48 年 12 月頃の時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない申立期間①のうちの一部の期間を除き、当該期間の保険料は遡って納付するしかないが、申立人は、保険料を遡って納付したことは無いと述べていることから、申立期間①の保険料が納付されていたとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、区役所で生活保護の手続を行った際に、国民年金保険料の免除の手続を行ったので未納となっているはずはないと主張しているが、区の記録では、申立人とその夫の生活保護が開始されたのは昭和 56 年 10 月 14 日となっており、その際に保険料が法定免除となるのは同年 7 月からであり、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「夫婦同時に国民年金保険料の免除の手続をしたため、夫の期間と相違ないはず。」と主張しているが、市の国民年金被保険者収滞納一覧表及びオンライン記録によると、その夫も申立期間②は未納期間となっている。

申立期間③及び④について、オンライン記録から、平成元年 9 月及び 5 年 1 月の事務処理で第 3 号被保険者の資格が追加されるまでは、昭和 58 年 7 月から平成元年 3 月までの期間は未加入期間であったことが確認できる。

また、市の国民年金被保険者収滞納一覧表及び特殊台帳のいずれにおいても、申立人が昭和 58 年 7 月に国民年金の被保険者資格を喪失した旨が記載されていることが確認できることから、申立人が区から郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付するためには、同年同月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、同年同月直前までの期間は、保険料免除期間で、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は申立期間③前から継続して同一区内に居住しており、同年同月以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人に対して、現在は重複取消となっている別の手帳記号番号の記録が確認できるが、その記録では、資格取得した昭和 61 年 4 月以降の申立期間④を含めて、国民年金保険料の納付が不要の第 3 号被保険者となっている。

加えて、申立期間④は、平成 5 年 7 月の事務処理で記録追加されたことにより未納期間となったものであり、その時点で時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である上、一緒に納付していたとする申立人の夫も、当該期間は未納となっている。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の保険料の納付を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

私の妻は、昭和 50 年 10 月に結婚して転居したとき、区役所で転居届と併せて、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦それぞれの加入記録の始期から、同じ方法で定期的に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月に結婚して転居したとき、区役所で、その妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立人に係る申立期間の始期からの国民年金保険料を区役所で納付していたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われた時期は、夫婦連番で払い出された国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52 年 8 月と推認でき、国民年金の加入手続が行われた時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期と推認される昭和 52 年 8 月の時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻に、遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和 50 年 10 月から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6507

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 53 年 2 月まで

私は、退職後の昭和 51 年 8 月に国民年金の加入手続を区役所で行い、国民年金保険料は実家近くの郵便局で納めた。結婚後も送付されてきた納付書で、納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の昭和 51 年 8 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、52 年 5 月に厚生年金保険の被保険者の妻であった申立人は、53 年 3 月に国民年金に任意加入しており、任意加入被保険者の場合、遡って国民年金に任意加入することも、保険料を納付することもできず、申立人が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、結婚後同一の区に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立期間は未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、時期は定かではないが、同僚に勧められたため、居住していた市又は勤務していた市の市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、私が、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、同僚に勧められたため、居住していた市又は勤務していた市の市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 41 年 4 月頃であると推認でき、その時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を遡って納付するには、申立期間当時に、申立人に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その当時に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金保険料を遡ってまとめて納付した時期、納付場所及び納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 55 年 3 月まで

私の父親は、国民年金保険料は長い期間納付しなければ意味がないという考えを持っていたため、私が 20 歳になった昭和 48 年*月頃、私の母親が、私の国民年金の加入手続を行い、母親自身の保険料と一緒に納付してくれていた。

私は、当時、学生だったため、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、母親も高齢のため詳細は分からないが、私が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄及び「国民年金の記録」の欄のいずれにも昭和 48 年*月*日と記入されている上、同手帳には市のゴム印も押されているので、その頃に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人自身は直接関与しておらず、国民年金の加入手続等を行ったとするその母親から事情を聴取することができないことから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、自身が 20 歳になった昭和 48 年*月頃に、その母親が国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人が 49 年 9 月から居住した市の受付簿及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、55 年 4 月と推認され、申立内容と一致しない。ちなみに、申立人が所持しているオレンジ色の年金手帳は、申立人が国民年金の加入手

続を行ったとする 48 年当時には使用されておらず、49 年 11 月以降に使用されたものである。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和 55 年 4 月時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、自身が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄及び「国民年金の記録」の欄のいずれにも昭和 48 年*月*日と記入されていることから、その頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと述べているが、その日付は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から49年3月まで

私が大学生であった昭和46年10月頃に、私の母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、国民年金保険料も納付していたと思う。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和46年10月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする母親は、既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得年月日はオンライン記録において、平成17年4月1日で、申立人が所持している年金手帳の国民年金の被保険者となった日と一致している。

さらに、申立期間当時、申立人は大学生であったことから、申立人が国民年金に加入する場合、任意加入することとなるが、申立期間に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間となり、申立人が申立期間において国民年金に任意加入し、保険料を納付していた事情はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 63 年 3 月までの期間及び平成 3 年 3 月から 4 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月から 63 年 3 月まで
② 平成 3 年 3 月から 4 年 7 月まで

私は、平成 9 年 3 月に結婚した。夫が厚生年金保険に加入していたため、私は区役所で 3 号被保険者への資格変更手続を自分で行った。その際、窓口の担当者から、過去の未納分について指摘を受け、「未納分を支払うのは義務であり、これを支払わない限り、3 号被保険者への変更手続を進めることはできない。」と言われたため、翌日請求された金額（30 万円弱）を窓口へ持って行って支払った。領収証も何も無いのはおかしいと感じたが、その担当者から、「ちゃんと記録されているから大丈夫です。」と言われたため、そのまま帰った。後日、年金定期便で確認したところ、申立期間は、国民年金の被保険者になっておらず、納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 9 年 3 月に国民年金の加入手続を区役所で行った際に、担当者から申立期間①及び②の国民年金保険料を遡って支払うように言われ、翌日、保険料を区役所の窓口で支払ったと主張している。

しかし、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が国民年金への加入手続を行ったとする区役所に聴取したところ、平成 9 年当時、当該区役所では、過年度納付の取扱いを行っていなかった旨、回答があった。

また、申立期間①及び②における国民年金保険料は、申立人が納付したと

する 30 万円弱という金額と一致しない上、その金額を引き出したとする銀行口座は既に解約済みであり、当該銀行に文書照会したところ、既に記録は残っていない旨、回答があった。

さらに、申立人の主張の骨子は、区役所において犯罪行為が行われ、納付したはずの申立期間の国民年金保険料が詐取されたものであり、未納とされていることに納得できないとするものであるところ、当該区役所において保険料の横領事件があった事実は確認できない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年12月までの期間及び61年1月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年4月から同年12月まで
② 昭和61年1月から62年3月まで

私が昭和54年6月に会社を退職した後しばらくして、私又は私の妻が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の店に来ていた金融機関の職員に、夫婦二人分を一緒に渡していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月に会社を退職した後しばらくして、申立人又はその妻が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料については、金融機関の職員に夫婦二人分を一緒に渡していたと主張しているが、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその妻についても、当該期間の保険料が未納となっている。

また、申立人は、申立人に係る昭和59年分の所得税の損失申告書（控）及び61年分の所得税の確定申告書（控）を当委員会に提出したが、これらの申告書（控）の社会保険料控除欄には、金額が記載されていない。

さらに、申立人に係る昭和62年分の所得税の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている金額は、申立人及びその妻二人分の昭和62年1月から同年12月までの国民年金保険料額と一致しているものの、当該確定申告書（控）には、税務署の收受印が無い上、申立人及び妻の昭和62年度の国民年金保険料検認記録簿によると、申立人の昭和62年8月から同年12月までの期間及び妻の同年4月から同年12月までの期間の保険料は、63年1月に収納されていることが確認でき、申立人及び妻の当該期間の保険料は同年分

の確定申告書に計上されるべきであることから、62年分の確定申告書（控）の記載内容に信憑性^{びよう}があるとは言い難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年11月及び同年12月

私の国民年金の加入手続は、市役所から加入の案内が届いたため、20歳に到達した平成9年*月頃、市役所で、母親が行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、市内の農協又は銀行の窓口で、母親が、納付書に現金を添えて、定期的に納付してくれていた。

私は、母親が、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市内の農協又は銀行の窓口で、その母親が、納付書に現金を添えて定期的に納付してくれていたと述べている。しかし、申立人は、自身の保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、当該期間の保険料を定期的に納付していたと思うが、その納付の時期及び方法についてよく憶えていないと述べるなど、保険料納付についての記憶は曖昧であり、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が、申立期間の国民年金保険料を定期的に納付していたとしているが、オンライン記録によると、平成13年2月に、その時点において時効にかからず遡って納付することができる11年1月から同年12月までの保険料を、まとめて過年度納付していることが確認でき、そのことを勘案すると、その直前である申立期間の保険料については、時効により納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことか

ら、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から63年12月まで

私は、大学を卒業した昭和59年4月に国民年金に加入した。国民年金の加入手続は市役所で行い、国民年金保険料は、毎月同市役所の国民年金課の窓口備付けの納付書で納付していた。

国民年金の加入手続を行った際に渡された年金手帳を所持しているのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月に国民年金の加入手続を市役所で行ったと述べている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された被保険者が、63年12月に20歳到達時点で国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立人の加入手続は、早くとも同年同月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続は、昭和63年12月以降に行われたと推認されることから、その時点で申立期間のうち、59年4月から61年9月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人は、申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際に交付されたとする年金手帳は、現在所持しているオレンジ色の1冊のみであると述べているが、同色の年金手帳は、国民年金記録の欄に「3号A・3号B」と印字されていることから昭和61年4月から使用が開始されたものであることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする59年4月には使用されていなかった。

加えて、申立人は、国民年金保険料を毎月市役所で納付していたと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市において保険料は、3か月ごとの納付であった上、申立人は、保険料の納付金額についての記憶も曖昧である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 10 月に結婚して転居したとき、区役所で転居届と併せて、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦それぞれの加入記録の始期から、同じ方法で定期的に国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月に結婚して転居したとき、区役所で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立人に係る申立期間の始期からの国民年金保険料を区役所で納付していたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金の加入手続が行われた時期は、夫婦連番で払い出された国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、52 年 8 月と推認でき、国民年金の加入手続が行われた時期についての申立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期と推認される昭和 52 年 8 月の時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付するほかないが、申立人が当該期間の保険料を納付したとする区役所においては、制度上、過年度納付することができない上、申立人も遡って保険料を納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行ったとする昭和 50 年 10 月から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月頃から 62 年 11 月頃まで
私は、申立期間においてA社（現在は、B社）C営業所に勤務していた。会社は社会保険適用事業所であり、給料から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した社員台帳及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、「当社が保管する『厚生年金の届出資料資格取得者名簿』に申立人の氏名が見当たらないことから、申立人は、当社の厚生年金保険被保険者となっておらず、したがって、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、A社の元労務担当者は、「当時は、厚生年金保険への加入を希望しない者がおり、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではない。」と述べている上、申立人が同社の同僚として名前を挙げた者のうち、1名は同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから判断すると、同社では、従業員全てを厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかった事情がうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びB社から提出された上記資格取得者名簿の縦覧によっても、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持してお

らず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月1日から27年3月1日まで
夫は、昭和28年9月まで、米軍A部隊に継続して勤務していた。
しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。
調査の上、記録が継続するように訂正してほしい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B事務所が保管する連合軍常備使用人登録票によると、申立人は、人員整理により、昭和26年5月31日に退職、27年2月27日に雇入の記載が確認できる。

また、上記登録票において、申立人の職種は、C職であったことが確認できる。ところ、駐留軍従業員については、「連合軍要員のうち、非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」(昭和26年7月3日付け保発第51号厚生省保険局長通知)に基づき、同年7月1日以降は、連合軍要員のうち非軍事的業務に使用される者は、日本政府の直接の使用人としての身分を喪失し、連合軍に使用されることになったほか、厚生年金保険の強制被保険者として取り扱わないこととされた。

これらのことについて、D機構は、「申立人は、非軍事的業務に従事していたため、米軍の直接雇用となったことから、事業主が渉外労務管理事務所から米軍に変更になったことに伴い、被保険者資格を喪失したものである。当該制度変更は、昭和26年7月1日に一斉に行われたわけではなく、同年7月の前々月に当たる同年5月から徐々に行われたようであ

る。」と回答している。

また、E事務所F出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページ及びその前後 10 ページに記載されている被保険者 210 名の被保険者資格の喪失日を調査したところ、18 名が申立人と同日の昭和 26 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失しており、当該 18 名は、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

さらに、上記 18 名のうち、連絡が取れた 1 名は、「当時の職種は、申立人と同様、C職だった。」と供述している。

加えて、上記登録票において、申立人は、再度、昭和 27 年 2 月 27 日に雇い入れられている旨の記載が確認できるものの、E事務所に係る上記被保険者名簿によると、同日に資格取得している者はおらず、多数の者が申立人と同日の同年 3 月 1 日に資格取得していることが確認できることから、当時、同事務所では、同日にまとめて資格取得させていたことがうかがえる。

また、B事務所は、上記のほかに申立人に係る資料は無いとしており、申立人に係る給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月 11 日から 45 年 5 月 11 日まで
③ 昭和 46 年 6 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで

私が A 社 B 工場に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、その前後の期間における標準報酬月額と比べて低く記録されているが、同社の在職期間において、給与額が下がったことは無い。

申立期間②は、C 社（現在は、D 社）E 工場に勤務していた期間であり、同社での給与額は 5 万円以上であったと記憶しているが、厚生年金保険の標準報酬月額は、この半額程度になっている。

申立期間③は、F 社（現在は、G 社）H 工場に勤務していた期間であり、同社での給与額は 10 万円から 12 万円以上であったと記憶しているが、厚生年金保険の標準報酬月額は、あまりにも低くなっている。

調査の上、申立期間①から③までの標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A 社の在職期間において、給与額が下がったことが無い。」と主張している。

しかしながら、同僚は、「当時、景気により、仕事の量が著しく増減していた。基本給は昇給していたが、休日出勤や残業の量によって給与額が下がることはあった。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人と同年代の者の A 社における標準報酬月額の推移を確認したところ、当該期間直前と比較して標準報酬月額

が減額となっている者が複数存在しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なっている状況は見当たらない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、当該期間に係る申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な形跡は見当たらないほか、当該被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、A社は、「当時の賃金台帳や届出書等の資料は保管期限経過のため保管していない。」と回答しており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

申立期間②について、申立人は、C社E工場での給与額は5万円以上だったと主張している。

しかしながら、D社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人の資格取得時（昭和42年9月11日）の標準報酬月額は2万2,000円、資格喪失時（45年5月11日）の標準報酬月額は3万6,000円であることが確認でき、いずれも、申立人のC社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

また、オンライン記録により、申立人と同時期に被保険者資格を取得し、かつ同年代の者のC社における当該期間の標準報酬月額を確認したものの、申立人の標準報酬月額のみが低額で記録されている状況は見当たらない。

さらに、C社E工場に係る上記被保険者原票を確認したものの、当該期間に係る申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な形跡は見当たらないほか、当該被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は、F社H工場での給与額は10万円から12万円以上だったと主張している。

しかしながら、複数の同僚は、「当時、F社における大卒の初任給は3万円ぐらいであったことから、中途採用であっても、採用後すぐに10万円から12万円以上の給与が支給されることはあり得ないと思う。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期にF社において被保険者資格を取得した申立人と同年代の者の当該期間における標準報酬月額を確認したものの、申立人の標準報酬月額のみが低額で記録されている状況は見当たらない。

さらに、G社は、「当時の資料は保管していないため、厚生年金保険の届出及び保険料控除額については不明。」と回答していることから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認すること

ができず、F社H工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、当該期間に係る申立人の標準報酬月額が遡って訂正されている等の不自然な形跡は見当たらないほか、当該被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間①から③までに係る報酬月額及び申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月20日から6年10月1日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が11万8,000円となっているが、当時、給与がこのような低額であったはずはなく、おかしい。

具体的な給与額は覚えていないが、平成6年10月1日の定時決定の記録から、少なくとも14万2,000円ぐらいは支払われていたと思う。

調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該期間における被保険者資格取得時に14万2,000円と記録されていたところ、同資格取得日から約6か月後の平成6年2月3日付けで、遡って11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、同日付けで標準報酬月額に係る記録が訂正されているのは申立人のみである上、申立人は、「申立期間当時、会社の経営状態は良かった。」と供述していることから、A社が厚生年金保険料を滞納していたとは考え難く、B年金事務所は、「資格取得時の標準報酬月額を実際の給与額に合わせて遡って訂正することは、少ないことではない。」と回答していることを踏まえると、上記の標準報酬月額に係る変更処理が、社会保険事務所（当時）における不合理な処理であったとまでは言えない。

また、A社は、「申立期間当時の給与資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできない上、申立人も、その主張する標準報酬月額に基づ

く厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7522 (事案 4330 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 17 日から同年 12 月 29 日まで
② 昭和 44 年 9 月 22 日から 47 年 1 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委員会に申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との回答だった。

A社は、B事業所（現在は、C事業所）への就職が決まり退職したものであり、脱退手当金を支給したとする日は、同事業所に勤務していた時期である。このような時期に脱退手当金を請求する理由は無く、受給もしていない。今回、D共済組合員期間証明書を提出するほか、同事業所に勤務していた期間は、旧厚生年金保険法第 72 条の脱退手当金の受給権消滅（失権）に該当すると思うので、再調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないほか、申立人が申立期間の後に勤務したB事業所におけるD共済組合加入期間については、退職一時金が支給されていることから、申立期間の脱退手当金を受給したために同共済組合加入期間も退職一時金として受給したと考えるのが自然であるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 11 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人から提出されたD共済組合員期間証明

書は、当初の申立て時に提出されており、新たな資料には該当しない。

また、D共済組合から提出された申立人に係る退職年金・退職一時金請求書の請求意思確認欄に、申立人が、「60歳からの通算退職年金は受けたくないので退職一時金として全額受領する。」を選択し、同確認欄に押印していることを踏まえると、当時、厚生年金保険の給付に対する意識があったとは考え難く、申立期間の厚生年金保険については、既に脱退手当金として支給されていたものとするのが自然である。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の脱退手当金に係る支給決定日がD共済組合員期間であったことから、当該脱退手当金は、旧厚生年金保険法第72条の規定に基づく脱退手当金の受給権消滅に該当するのではないかと主張しているが、旧厚生年金保険法の被保険者の規定及び日本年金機構の回答によると、受給権消滅に該当するのは、支給決定日以降、支払日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している場合であるため、申立期間に係る脱退手当金の事務処理に不自然さはいふことができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から26年2月3日まで

私は、申立期間当時、A事業所（現在は、B事業所）に所属し、C職として勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が提出した連合国軍関係常備使用人登録票によると、申立人は、C職としてD事業所に所属していたものの、在籍期間は、昭和26年2月8日から同年8月8日までの期間であり、申立期間に在籍していたとの記録は無く、「直前の勤務先」欄には、E事業所においてF職をしていたこと、及び同事業所を24年7月15日に自己都合により退職したことが記載されている。

また、G県の郷土資料によると、申立人が勤務したとするH市にある米軍住宅については、昭和25年5月*日に接收され、I会社が同住宅を建設したとの記述があるところ、申立人は、「米軍住宅の完成後から勤務した。米軍家族が入居したのは4月初めだった。J施設は米軍家族が入居する1か月前までに試運転をしていた。」と供述していることから、申立人が勤務した米軍住宅は25年5月以降に建設されたものと考えられる。

さらに、D事業所において昭和26年2月19日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚（1名）が、「昭和26年頃にC職の募集があったので応募した。申立人とは同じ職場であり、三交替で勤務した。」と証言しており、上記のJ施設の試運転時期から判断すると、申立人の主張する

C職としての勤務は、同年2月からであったことが推認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、申立期間の途中である昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっているほか、当該米軍住宅地及びその周辺地域の駐留軍労働者を管理している3事業所（A事業所、D事業所及びK事業所）に係る氏名索引簿及び厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立期間に係る申立人の氏名を確認することはできない上、B事業所は、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料を保管しておらず、申立人も申立期間に係る保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7524 (事案 4707 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から23年2月1日まで
私は、申立期間においてA社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。再度調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないこと、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A社の事業主とされる人物が写ったものを含む4枚の写真を提出し、申立人が同社の従業員であった旨主張している。

しかしながら、当該資料では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、これらの資料及び申立人の主張は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から26年4月1日まで
私が、A社（名称変更後は、B社）に事務員として勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
給与明細書等、保険料控除を証明できる資料は無いが、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社に勤務していたとする複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、同社の名称がB社となった昭和26年4月1日であり、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、上記の複数の同僚からは、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる供述は無く、これらの者も含め、B社で初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した者の資格取得日は、申立人と同じ昭和26年4月1日となっており、申立期間において、同社で厚生年金保険被保険者となっている者はいない。

さらに、B社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、人事記録等の関連資料を確認することができないほか、申立人も、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 20 日から 46 年 5 月 15 日まで
② 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 3 月に A 県の B 社（現在は、C 社）に D 職として就職し、46 年 5 月まで継続して勤務した。その後、家族の住居移転のため、同年 7 月に E 市の F 社（現在は、G 社）に転職し、H 職として 47 年 11 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が当該期間において B 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録によると、B 社は、昭和 51 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、「当時、当社は法人となっておらず、厚生年金保険の強制適用事業所ではなかった。従業員には、国民年金に加入するよう指導していた。」と回答しているほか、申立人も、「当時、事業所の従業員数は、短時間勤務者を含めて 4、5 名程度であった。」と供述していることから、B 社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったことが推認できる。

さらに、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 51 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した同僚 6 名のうち 1 名が、「私は、50 年 6 月に B 社に就職したが、当時、同社は厚生年金保険に加入していなかった。私

が被保険者となった頃に従業員数が6名以上となり、給与からの保険料控除が始まった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、G社のI職責任者の供述及び申立人の勤務に関する記憶から、期間の特定はできないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、F社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無い。

また、上記のI職責任者は、「当社は、開設当初から従業員数が5名未満であり、厚生年金保険の強制適用事業所となったことがない。」と供述しているほか、申立人も、「当時、事業所の従業員数は、2、3名程度であった。」と供述していることから、F社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていなかったことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。